

三原市少量危険物の運用基準



三原市消防本部

制定：令和4年2月1日（三消本予第1211号）

改正：令和5年6月30日（三消本予第328号）

※本文中の「・・・指導する。」は、行政指導の事項である。（文章の末尾に◆を記載）。

三原市少量危険物の運用基準

第1 総則

1 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次によること。

(1) 屋外の場合

ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として、敷地単位を同一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互間が耐火構造の建築物等で防火上有効に隔てられている場合、又は、防火上安全な距離（10m以上（合計した危険物の数量が指定数量未満の場合は6m以上））を有する場合等で、各施設が独立性を有していると認められるときは、それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができます。（第1-1図参照）

第1-1図



イ タンク（移動タンクを除く）により貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として、タンクごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

なお、複数の少量危険物タンクを設ける場合、タンク間の距離を1m以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱うことができるものであること。

この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共に用いることができるものであること。

ただし、地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の少量危険物貯蔵取扱所とすることとする。

(ア) 同一のタンク室内に設置されている場合（第1-2図参照）

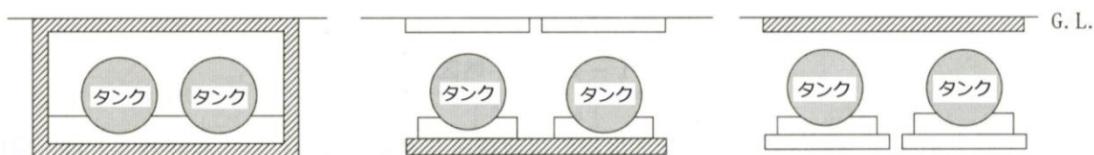
(イ) 同一の基礎上に設置されている場合（第1-3図参照）

(ウ) 同一のふたで覆われている場合（第1-4図参照）

第1-2図

第1-3図

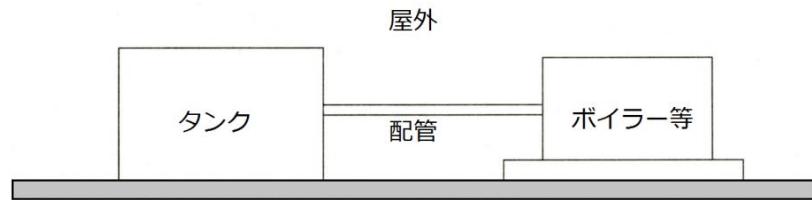
第1-4図



ウ タンクと設備が同一工程にある場合で、貯蔵及び取扱いが同一工程にある場合は、同一工程

ごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。(第1－5図参照)

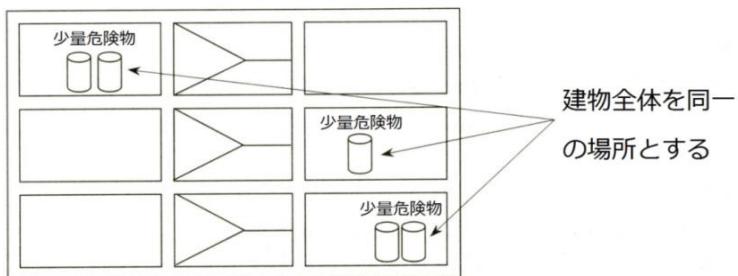
第1－5図



(2) 屋内の場合

原則として、建築物ごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。(第1－6図参照)

第1－6図

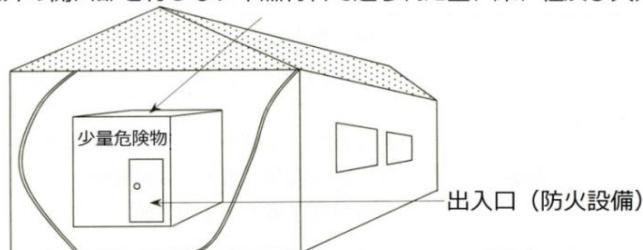


ただし、次の場合は、それぞれに示す場所ごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができます。(平成元年9月19日付け消防危第87号)

ア ボイラー、バーナー等の危険物を消費する設備(以下「消費設備」という。)、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、油圧装置及び潤滑油循環装置等の危険物を取り扱う設備(以下「危険物を取り扱う設備」という。)が、出入口(防火設備)以外の開口部(換気ダクトを除く。)を有しない不燃材料(ガラスを除く。)で、他の部分と区画されている場所(以下「不燃区画例」という。)(第1－7図参照)

第1－7図(不燃区画例)

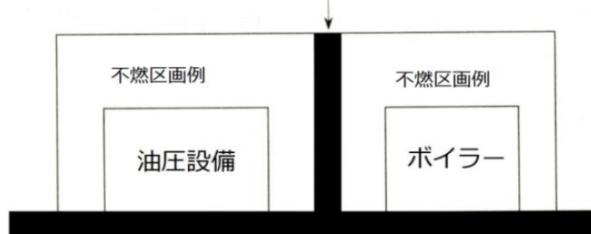
出入口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた壁、床、柱及び天井



イ 不燃区画例により区画された少量危険物貯蔵取扱所を連続(隣接)して設ける場合で、相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とした場合(第1－8図参照)

第1－8図

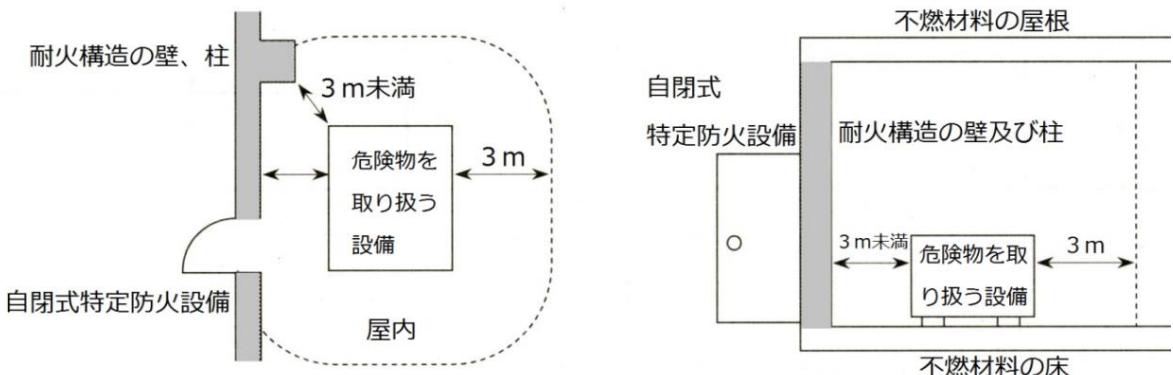
開口部のない耐火構造の壁及び床



ウ 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に幅3m以上の空地が保有されている場所（以下「保有空地例」という。）で、次によること。

(ア) 当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口以外の開口部を有しないものに限り、出入口は、隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）であるものに限る。）及び柱が耐火構造である場合は、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。（第1－9図参照）

第1－9図

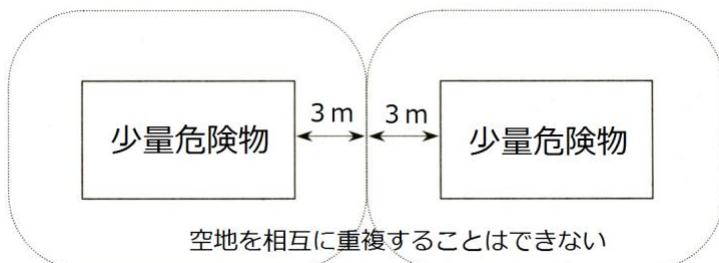


(イ) 保有空地例における空地は、上階がある場合は上階の床又は天井（天井がない場合は小屋裏）までをいい、空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。

(ウ) 保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。◆

(エ) 複数の少量危険物貯蔵取扱所等を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできないこと。（第1－10図参照）

第1－10図



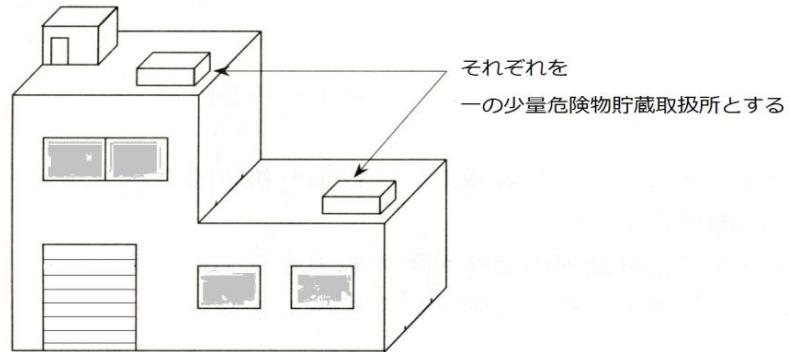
エ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合で、不燃区画例（第1－7図参照）により区画された場所

(3) 屋上の場合

次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

ア 同一場所に屋上が2以上ある場合は、第1-11図による場所ごととする。

第1-11図

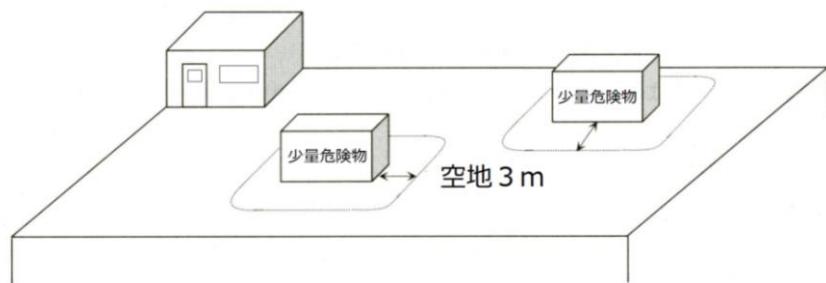


イ 保有空地例による場所ごととする。(危険物を取り扱う設備は、消費設備に限る。) (第1-12図参照)

このとき、保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。◆

なお、複数の少量危険物貯蔵取扱所を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできないものとする。

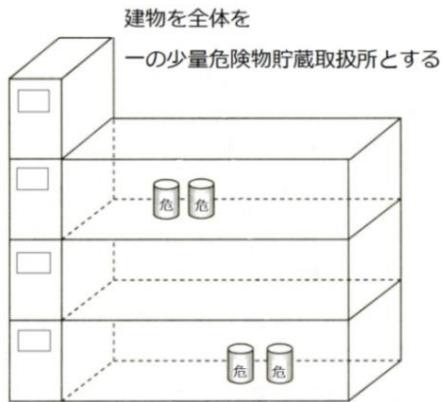
第1-12図



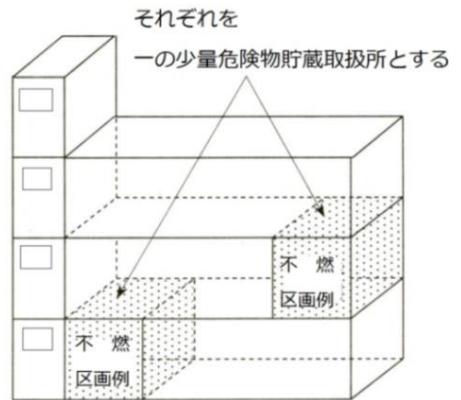
(4) 特殊な場所で次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

ア 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として、建築物ごとを一の少量危険物貯蔵取扱所とするものであるが、不燃区画例による場合は、それぞれに示す場所ごととする。(第1-13図及び第1-14図参照)

第1-13図

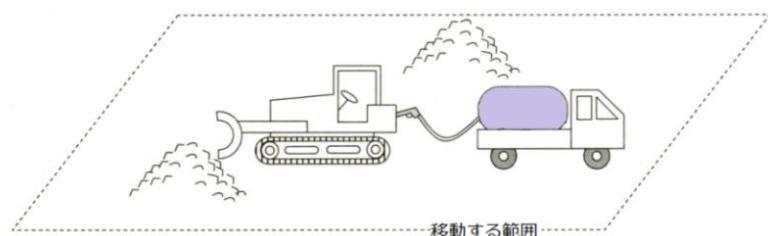


第1-14図



イ 建築現場等において土木建設重機等に給油する場合は、土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする。(第1-15図参照)

第1-15図



ウ シールド工事で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合で、立坑及び掘削機により掘削する場所ごととする。

ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシーンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有し、かつ、到達点が同一であるものは当該場所ごととする。

なお、掘削機等で貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点が100°C以上のものを100°C未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合に限る。

2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例によること。

- (1) 貯蔵施設の場合は、貯蔵する危険物の全量とすること。
- (2) 取扱施設の場合は、取り扱う危険物の全量とすること。なお、次に掲げる場合は、それぞれによること。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取り扱いについては、瞬間最大停滯量をもって算定する。

イ ボイラー、非常用発電設備等の危険物の最大貯蔵取扱数量は、施設の設計思想を重視した1日における消費計画又は実態に即して運転したときの燃料消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

なお、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合は、算定にあたって合算する。

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取り扱いについては、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滯量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは1日の使用量と

する。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合で、次に掲げる場合は、それぞれによること。

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程でない場合は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合は、貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大きい方の量とする。

(4) 算定から除外できる場合は、次によること。

ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

イ 建設現場等における土木建設重機等（指定数量未満の危険物を保有するものに限る。）の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。

第2 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準（第39条）

本条は、法に定める危険物について、法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満のすべての危険物について当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における一般的な遵守事項について定めたものである。

1 第1号

石油ストーブ等で危険物を燃料として取り扱う場合のように、火気と危険物を一体のものとして使用する場合を除き、火気使用場所から十分離れた場所を選び、仮に容器の転倒による流出又は設備からの流出等があっても、容易に火気に触れることのない位置（場所）とするか又は火気のある場所と区画された場所で貯蔵し、又は取り扱うことを規定したものである。

「みだりに火気を使用しない」とは、原則として、火気の使用を禁止するものであるが、作業実態等によりやむを得ず火気を使用する場合は、安全な場所を指定して安全な措置を講ずるよう規制するものであり、危険物の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態でのみ火気を使用すべきである。

2 第2号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において、危険物やその他のものが雑然とした状態又は必要のない物品等の可燃物が置かれた状態では火災予防上危険であることから定められている。

また、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所であっても、危険物の所在が常に明らかであるように整理清掃に努めることが火災予防上必要であることはいうまでもない。

なお、「不必要的物件」とは、作業工程において必要でない物件をいい、可燃物に限るものではなく、次に掲げるもので整理されているものは該当しない。

(1) 原料や製品を置く台

(2) 作業机

(3) 危険物から1m以上の間隔を確保されたパレット等の貯蔵用資材

- (4) 危険物から1m以上の間隔を確保された段ボール等の梱包資材
- (5) 消防活動上支障のない専用の場所を定められ置かれたフォークリフト等の荷役機器
- (6) 危険物から1m以上の間隔を確保された油吸着マット等の防災資機材
- (7) 危険物から1m以上の間隔を確保された空容器類

3 第3号

「必要な措置」とは、貯蔵及び取り扱いの形態に応じた密栓、ふた、受け皿、バルブ等の設置及びこれらの管理等をいう。

例えば、容器に危険物を小分けする場合は、器具を用いた急激な注入を避けるとともに、容器の下部に受け皿を置く等の措置を講ずることが必要である。

4 第4号

「当該危険物の性質に適応」とは、容器が危険物の品名及び危険等級（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）第39条の2に定める危険物の等級をいう。）に応じ、危規則別表第3（固体用のもの）、第3の2（液体用のもの）、第3の3（固体用のもの）及び第3の4（液体用のもの）に規定する運搬容器の材質又はこれと同等以上の耐熱、耐薬品性及び強度を有する材質のものをいう。

また、容器本体、栓等はその安全性について十分に確認し、容易に容器が破損したり、栓が離脱することにより災害を発生させることのないようにすべきである。

5 第5号

危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取扱う場合において、粗暴な行為に起因する危険物の漏れ、容器の破損又は衝撃による爆発等の事故を未然に防止することを目的としているものである。

6 第6号

危険物を収納した容器が地震動等により転倒したり、落下したりして、災害が発生することのないよう平素における貯蔵の方法について規定したものである。

「地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置」とは、次の措置をいう。

(1) 容器を戸棚又は棚等に貯蔵する場合は、戸棚等の本体が地震動等により転倒、落下しないよう建築物の壁体又は床面に直接固定する等の措置

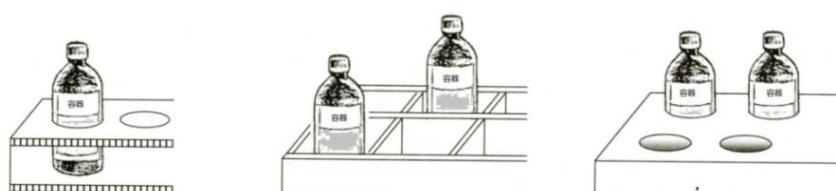
(2) (1)の戸棚、棚等に貯蔵されている容器の大きさ、形状、安全性又は危険物の性質等に応じた次に掲げる有効な柵、滑り止め等の落下防止のための措置

なお、この場合、柵の高さは、貯蔵する容器等の出し入れに支障がないもので、次によること。

ア 金属、木製の板又は棒状のもの等を使用するものとし、ビニールコード、カーテンワイヤー等のたるみを生ずる材料を避けること。

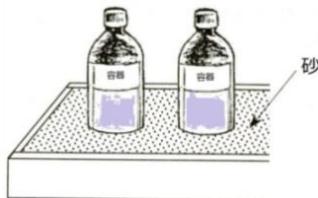
イ 容器は、一本ごとに収納できるセパレート型のケース等に入れて、棚等に固定すること。（第2-1図参照）

第2-1図



ウ 特に危険性の大きい危険物を収納する場合は砂箱を用いること。(第2-2図参照)

第2-2図



第3 共通する基準（第41条）

第1項は、少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準を、第2項は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準を規定したものである。

1 第1項第1号

貯留設備や油分離装置にたまつた危険物やごみ等を隨時くみ上げることにより、排水溝等に危険物を流出させないことが必要であることを規定したものである。

2 第1項第2号

危険物又は危険物のくず、かす等の廃棄処理をする場合には、少量ずつ安全な場所で焼却したり、水溶性の塩類又は酸類である危険物は、水で希釈した後に処理したり、その他埋設したりして、直接、間接を問わず他に危害又は損害をおよぼすおそれのないよう当該危険物の性質に応じて安全な方法により廃棄しなければならない。

3 第1項第3号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の温度、湿度の変化による危険物災害の発生を防止するため、必要な措置を規定したものである。

また、第4類の乾性油や第5類の危険物などは、光や熱により酸化又は分解が促進され、火災となるおそれがあることから、適正な温度等を保つことが必要である。

(1) 「危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行う」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないよう、適正温度又は湿度を保つために遮光、換気を行うことをいう。

(2) 「遮光」とは、直射日光に限らず光をあてない措置を講じることをいい、「遮光」を図る必要がある物質は、黄リン、エーテル、二硫化炭素、コロジオンその他揮発性の大きい液体等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合をいう。

(3) 「換気」とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温、湿度を上昇させないことをいい、自然換気、強制換気のいずれでも良いものである。

4 第1項第4号

「他の計器」とは、液面計、流速計、流量計、導電率計、回転計及び電流計等をいう。これらの計器を監視することにより危険物及び周囲の状態を把握し、危険物の性質に応じて適正

な温度、湿度、圧力に保つことで、当該危険物を安全に貯蔵し、又は取り扱うことを目的としたものである。

なお、計器類の監視は次によること。

- (1) 計器類の監視は、危険物の貯蔵及び取扱いの実態に応じた方法で行うこと。
- (2) 計器類が多数設置される施設は、集中して監視できる方法を指導すること。◆

5 第1項第5号

危険物の長期間にわたる貯蔵、温度変化等による変質又は異物の混入等による当該危険物の危険性の増大を防止することを規定したものである。

なお、危険物に異物を混入させたり、危険物を変質させたりすることを禁じるものではないが、危険物に異物を混入したり、危険物を変質させたりすることは、当該危険物の危険性を増大させる可能性が強いため、できるだけ避けることが望ましい。

- (1) 「異物」とは、石、ガラス、薬品及び他の危険物はもちろん、当該危険物の貯蔵又は取扱いに伴って必然的に生じる物質を除いたすべての物質をいう。
- (2) 「必要な措置」とは、危険物を取り扱う場合に必要に応じた等で覆うこと及び屋外のタンクにより危険物を貯蔵する場合は、注入口キャップに鍵を付ける等の措置をすることが考えられる。

6 第1項第7号

可燃性の蒸気等が漏れ又は滞留するおそれのある場所での火花を発生する機械器具等の使用制限について規定したものである。

- (1) 「可燃性の蒸気」とは、可燃性の液体が蒸発したものであり、ガソリン等の可燃性液体の蒸気をいう。
- (2) 「可燃性のガス」とは、常温で気体の状態にある可燃性のものであり、水素、メタン、プロパン等の気体をいう。
- (3) 「可燃性微粉」とは、粉体硫黄や金属粉等をいう。
- (4) 「火花を発する機械器具」とは、溶接、グラインダーかけ等の作業に伴い必然的に火花を発するもの又は火花を発する電気機器等をいう。

ただし、電気機器のうち、引火防止の措置を講じてある防爆構造のものは含まないものとする。

なお、火花を発しない工具として、ゴム製ハンマー、防爆用安全工具（ベリリウム銅合金製（ベリリウム約2%、コバルト1%以下、銅95%以上）等をいう。

7 第1項第8号

硝化綿、二硫化炭素、黄りん、金属ナトリウム等保護液中に保存する危険物の管理について規定したもので、これらの危険物を長期間保存する場合は、保護液が減少し危険な状態となることがあるため、十分留意すべきである。

8 第1項第9号

接触又は混合による発火危険のあるそれぞれの危険物と危険物又は危険物と非危険物とを同一場所で貯蔵した場合においては、地震動等による相互の物品の接触混合又は転落することで、危険物が流出し災害が発生すること等が容易に考えられるので、これらの危険物又は物品はそのおそれのないよう貯蔵、保管すべきである。

例えば、亜塩素酸ソーダ（塩素系漂白剤）は、塩酸のほか、木、紙などの可燃物との接触により発火する危険がある。

また、次亜塩素酸カルシウム（漂白剤・さらし粉）は、炭、練炭のほか硫黄、肥料の硫安などと

接触すると発火し、加熱すると爆発する危険がある。

臭素酸カリウム（コールドパーマネント第2剤）は、通常6%水溶液で危険性がないが、使用時にこぼしたりして濃縮されたものは、コールドパーマネント第1剤及び油脂類と接触すると発火する危険がある。

りん（マッチ）は、赤りんマッチでこれに家庭医薬品のヨードチンキ液が接触し、ヨードチンキ液が乾燥したときに発火爆発の危険がある。

9 第1項第10号

例えば、塗料製造工程等において、合成樹脂、顔料、可塑剤等を混練作業中、局部的に温度上昇し、火災が発生する場合があるが、この種の災害防止について規定したものである。

「温度が局部的に上昇しない方法」とは、次のいずれかによることが考えられる。

- (1) 直火を用いない方法
- (2) 热源と被加熱物とを相対的に動かす方法
- (3) 被加熱物の温度分布に偏りを生じさせない方法

10 第1項第11号

シンナー、ガソリン、灯油、軽油等可燃性液体の詰替えが、コンロや石油ストーブ等の付近で行われて火災が発生する例が多く、この種の事故を予防するために規定したものである。

11 第1項第12号

「防火上有効な隔壁で区画された場所」とは、次に掲げる場所をいう。

- (1) 屋外であって、火源等から安全と認められる十分な距離を有している場所
- (2) 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の二方向以上の壁が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所
- (3) 小屋裏に達する準耐火構造又は防火構造（下地が不燃材料のものに限る。）の壁（開口部を設ける場合は自閉式の防火設備とし、その他にあっては、防火上有効なダンパーを設けたもの）で区画され、火源となるものが存在しない場所
- (4) 屋内であって、不燃性の塗装ブースを設けているか、又はウォーターカーテン等を設け、危険物の蒸気等が塗装場所以外の場所へ拡散しない場所で、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

12 第1項第13号

焼入れ作業における焼入油の温度管理についての規定である。

焼入作業は、一般的に危険物の油槽を開放状態にして行うので、焼入素材の投入時、油液表面の一部が異常に加熱されて発火することがある。

したがって、作業実態に応じた引火点の高い油を用いるか、油槽容量を十分とするか又は循環冷却装置を設置する等、危険物が危険な温度に達しない有効な措置を講じて行うようにすべきである。

- (1) 「危険物が危険な温度に達しない」方法は、次のことをいう。

- ア 焼入油の容量を十分にとる方法
- イ 循環冷却装置を用いる方法
- ウ かくはん装置を用いる方法
- エ 冷却コイルを用いる方法
- オ その他、上記と同等以上の効力があると認められる方法

- (2) 「危険な温度」とは、当該危険物の引火点から50℃を差し引いた温度をいう。

13 第1項第15号

バーナーの逆火防止及び燃料危険物の流出防止についての規定である。

- (1) バーナーにより危険物を消費する施設は、一次空気の過剰等による逆火により、未燃ガスが炉内に充満したり、たき口外へ危険物が流出することによる出火等の事故事例が多い。
これらの事故を防止するため、次のような措置を講じておく必要がある。
- ア フレームアイ等の火炎検出器を設置し、バーナーの不着火時に燃料の供給を停止する機構を設ける措置
イ プレページ（バーナーに点火する際、事前に燃焼室内へ送風し未燃ガス等を完全に除去する方法）又はポストページ（バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃ガス等を完全に除去する方法）機構を設ける措置
- (2) 「危険物があふれない」方法とは、燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置、炎監視装置によりバーナーの不着火時における燃料供給停止装置等の方法をいう。

14 第1項第16号

少量危険物貯蔵取扱所において危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合に、当該容器の基準について規定したものである。

- (1) アは、危険物を収納し、又は詰め替える場合の容器の基準を規定したものである。固体の危険物の場合は、危規則別表第3、液体の危険物の場合は、危規則第3の2の危険物の類別及び危険物等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応する内装容器又はこれと同等以上であると認められる容器（以下「内装容器等」という。）を使用すること及び温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納することを規定したものである。
- (2) イは、内装容器等への表示について規定したものである。

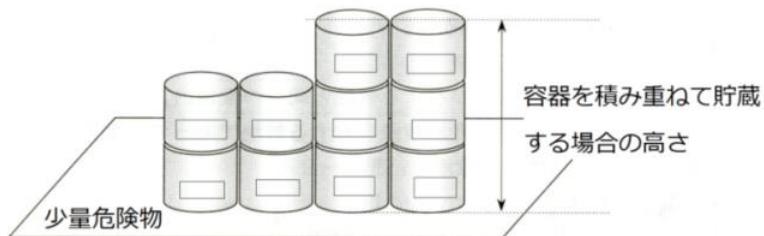
表示は、内装容器等の見やすい箇所に、危規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例により、危険物の品名、危険物等級、化学名、数量、注意事項等を表示すること。また、家庭用で使用されている灯油用ポリエチレン容器、又は金属製ドラム、ペール缶、金属製18リットル缶、ガソリン携行缶は、危険物保安技術協会がその試験確認を行っており、消防法令に定められた基準に適合しているものに対して、認定ラベル、又は、基準適合性表示を貼付している。

15 第1項第17号

地震動等による容器の落下、破損を防止するため、容器の積み重ね高さを原則として3m（第4類の危険物のうち第3石油類又は第4石油類のみを積み重ねる場合は4m、機械により荷役する構造を有する容器等のみを積み重ねる場合は6m）を超えてはならないことを規定したものである。

なお、容器の積み重ね高さは、地盤面又は床面から最上段の容器の上部までの高さをいう。（第3-1図参照）

第3-1図



16 第2項第2号

- (1) 「漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、通常の使用条件に対し、十分余裕をもった容量、強度、性能等を有する構造をいう。
- (2) 「災害を防止するための附帯設備」とは、オーバーフロー管、戻り管、二重管、受け皿、囲い、逆止弁、飛散防止用の覆い等をいい、危険物を取り扱う機械器具や設備は、危険物が漏れ、あふれ、飛散しない構造とすることを規定したものである。

ただし、フロートスイッチと連動した警報器、囲い、受皿等の漏れ、あふれ、飛散を防止するための附帯設備を設けた場合も認めることとしている。

なお、自然流下によるオーバーフロー管及び戻り管の口径は、給油管の口径の概ね1.5倍以上とすること。

17 第2項第3号

危険物を加熱、冷却する設備又は危険物の取り扱いに伴って温度変化が起こる設備には、危険物の異常加熱による火災等の事故を防止するため、温度計等の温度測定装置を設けることとしたものである。

「温度測定装置」は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類、性状、貯蔵取扱い形態、設備の種類及び測定温度範囲等を考慮し、安全かつ正確に温度変化を把握できることであること。

18 第2項第4号

- (1) 「直火」とは、可燃性の固体、液体又は可燃性気体を燃料とする火気や露出したニクロム線を用いた電熱器等をいう。
- (2) 「防火上安全な場所」とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画されている場所をいう。
- (3) 「火災を防止するための附帯設備」とは、次によること。
 - ア 危険物の温度を自動的に当該危険物の引火点以下に制御できる装置又は機構（サーモスタット等）を有すること。
 - イ 引火、着火を防止できる装置又は機構（不燃性ガス封入装置等）を有すること。
 - ウ 局部的に危険な温度に加熱されることを防止する装置又は機構を有すること。

19 第2項第5号

危険物を加圧する設備又は危険物の反応により圧力が上昇するおそれのある設備は、圧力の制御を誤れば、危険物の噴出、設備の爆発等による火災等の事故を起こすおそれがあるため、これらの設備には、圧力の変動を測定するための圧力計及び異常な圧力の上昇が生じた場合にこれを有効に減圧するために、安全装置を設けることを規定したものである。

「安全装置」は、自動的に圧力の上昇を停止させる装置や減圧弁等をいう。

20 第2項第6号

- (1) 「熱媒体」とは、熱を伝える媒体のことで、水蒸気や空気が使用されることが多いが、高引火点の危険物（引火点が100°C以上の危険物）が使用されることもある。

例えば、暖房用のスチームの代わりに加熱した液体を循環させる場合があるが、この液体が熱媒体である。この熱媒体に使用される液体が引火性のものである場合は、当該規定の適用を受けることとなる。
- (2) 安全装置の「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその

蒸気がそのまま噴出しないよう、当該安全装置から配管などで冷却装置や予備タンクに導くような構造のことである。

なお、冷却装置及び予備タンクは、周囲に火気、火花を発生する装置のない屋外の高所に設置しなければならない。

21 第2項第7号

「電気工作物に係る法令」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）をいうものである。なお、防爆構造を有する電気機器の適用範囲は次によること。

- (1) 引火点が40°C未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- (2) 引火点が40°C以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
- (3) 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない。）が滞留するおそれのある場合

22 第2項第8号

- (1) 「静電気が発生するおそれのある設備」とは、第4類特殊危険物、第1石油類及び第2石油類を取り扱う設備のことをいう。
- (2) 「静電気を有效地に除去する装置」については、接地等の方法により静電気を除去することが一般的で、接地抵抗値はおおむね1,000Ω以下であり、接地線は十分な強度を有する太さとする。

23 第2項第9号

- (1) 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき、異常がないものであること。
- (2) 「水以外の不燃性の液体」とは、水系の不凍液等をいう。
- (3) 「不燃性の気体」とは、窒素ガス等をいう。
- (4) 配管の材質等は次によること。

ア 「その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの」のうち、金属製のものには、第3-1表に示す規格に適合する配管材料がある。

第3-1表

規格番号	種類	記号例
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS
	3103 ボイラー及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	SB、SB-M
	3106 溶接構造用圧延鋼材	SM
	3452 配管用炭素鋼鋼管	SGP
	3454 圧力配管用炭素鋼鋼管	STGP
	3455 高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
	3456 高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
	3457 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
	3458 配管用合金鋼鋼管	STPA
	3459 配管用ステンレス鋼管	SUS-TP
	3460 低温配管用鋼管	STPL
	4304 熱間圧延ステンレス鋼板	SUS-HP
	4305 冷間圧延ステンレス鋼板	SUS-CP
	4312 耐熱鋼板	SUH-P
JIS H 3300	銅及び銅合金継目無配管	C-T C-TS
	3320 銅及び銅合金溶接管	C-TW C-TWS
	4080 アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TES A-TD A-TDS
	4090 アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW A-TWS
	4630 チタン及びチタン合金の継目無管	TTP
	石油工業配管 アーク溶接炭素鋼鋼管	PSW
API 5L	LINE PIPE	5L
	HIGH TEST LINE PIPE	5LX

※ JPI：日本石油学会の規格 API：米国石油学会の規格

(ア) 「外面の腐食を防止するための措置」とは、配管を地上に設置する場合は、配管が地盤面に接しないようにするとともに、外面の腐食を防止するためさび止め塗料を塗布すること等をいう。

ただし、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等のさびにくい材質で造られたものにあっては、必ずしも塗装等の必要はない。

また、配管を地下に埋設して設置する場合、電気的腐食のおそれのある場所においては、塗覆装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所においては、塗覆装又はコーティングによる防食措置が該当する。

(イ) 「接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置」とは、当該部分を有蓋の

コンクリートの箱（点検ボックス）に収納する等の措置をいい、次によること。

- a 大きさは、直径 25 cm 以上の円が内接できるものとすること。
- b 深さは、点検が十分にできるものとすること。
- c 漏れた危険物が、地下に浸透しない措置が講じられていること。

(ウ) 「配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかかるないように保護する」とは、地下埋設配管の上部荷重による折損等を防止するために規定したもので、一般的に地下に設置された配管は、コンクリートスラブの中に敷設することをいう。

イ 危険物保安技術協会の性能評価を受けた合成樹脂性配管を使用する場合は、性能評価確認書を確認すること。

ウ 強化プラスチック製配管を使用する場合は、次によること。

(ア) 火災等の熱により悪影響を受けるおそれのない地下に直接埋設すること。

(イ) ふたを鋼製、コンクリート製又はこれらと同等以上の不燃材料で造られた地下ピットに設けることができる。

ただし、自動車等の通行するおそれのある場所にふたを設ける場合には、十分な強度を有することであること。

(ウ) 取り扱うことができる危険物は、配管を容易に劣化させるおそれのない危険物とすること。

(エ) 配管（継手を含む。）の材料、接続方法及び埋設方法等は、「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」（平成 10 年 3 月 11 日付け消防危第 23 号）に適合するものであること。

第 4 屋外の基準（第 42 条）

1 第 1 項

少量危険物を屋外で架台を用いて貯蔵し、又は取り扱う場合の高さを規定したものである。

危険物を収納した容器を屋外において架台で貯蔵する場合の貯蔵容器の高さ制限について規定したものであり、落下時の破損防止、消火の困難性等を考慮し、高さ 6 m を超えて容器を貯蔵してはならないことを規定したものである。

2 第 2 項第 1 号

少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を規定したものである。

また、少量危険物貯蔵取扱所の境界を明示することにより、危険物の貯蔵取扱範囲を明確にするよう指導すること。◆

なお、空地の範囲についても、明示するよう指導すること。◆

(1) 「境界」の明示は、排水溝、柵、縁石等のほか、地盤面にタイル、びょう、テープ、塗料等で線を引いたものも含まれる。

ただし、境界は長期にわたって明示しておく必要があることから、雨水等により容易に消失するようなものは好ましくない。

(2) 「空地」は、次によること。

ア 地盤は、平坦（流出防止措置部分を除く。）であり、かつ、軟弱でないこと。

イ 少量危険物貯蔵取扱所が火災となった場合、他への延焼を防止し、かつ、消防活動に使用するための空地であり、少量危険物貯蔵取扱所の一部として規制されること。

ウ 危険物を取り扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）は、当該設備等を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有すること。

なお、同一敷地内において、2つ以上の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合の相互間は、それぞれが保有すべき空地のうち大きな幅の空地を保有すれば足りるものとする。

エ 容器により危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、前(1)の境界を起点として必要な空地を保有すること。

オ タンクにより危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該タンクの流出口止めの外側を起点として必要な空地を保有すること。

カ 空地の保有範囲は、上部の空間部分にも及ぶものであること。

キ 「空地を保有」とは、少量危険物貯蔵取扱所の所有者、管理者又は占有者がその所有権、地上権又は借地権等を有していることをいう。

ク 2以上の施設を隣接して設ける場合は、次によること。

(ア) 2以上の屋外のタンクを隣接して設置する場合は、タンクの側板の相互間距離を1m以上とすること。

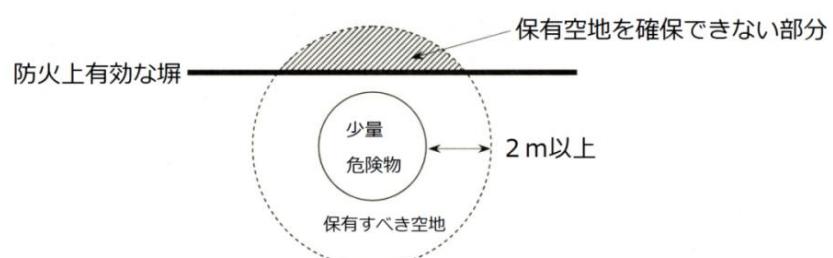
(イ) 屋外のタンクとタンク以外の屋外の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合は、タンクの側板と当該貯蔵取扱所との距離を2m以上とすること。

(3) 「防火上有効な塀」とは、次によること。

ア 少量危険物貯蔵取扱所の高さが2mを超える場合は、当該施設の高さ以上とすること。

イ 塀を設ける範囲は、空地を保有できない部分を遮へいする範囲以上とし、かつ、風圧及び地震等により容易に倒壊、破損しない構造とすること。（第4-1図参照）

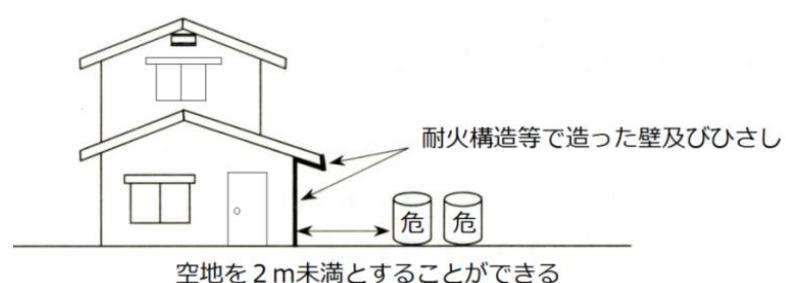
第4-1図



(4) 「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は、次によること。

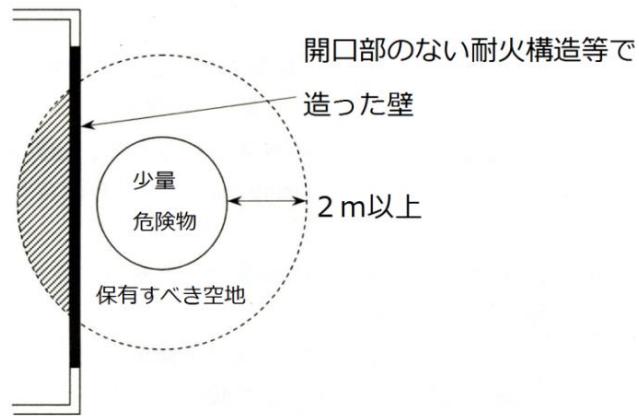
ア 塀の高さは地盤面から少量危険物貯蔵取扱所が面する階までの高さとし、ひさし部分は当該壁と同等以上の防火性能を有しているものであること。（第4-2図参照）

第4-2図



イ 幅は、空地を保有できない部分を遮へいできる範囲以上とすること。(第4-3図参照)

第4-3図



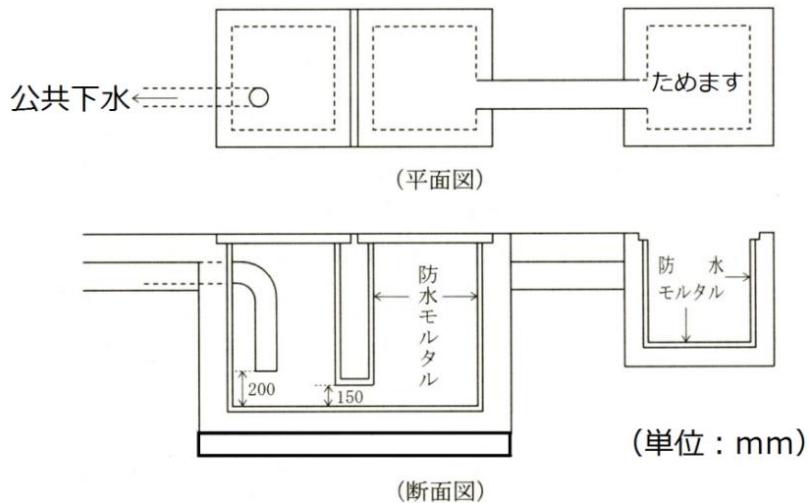
3 第2項第2号

- (1) 「囲い」とは、高さ0.5m以上の不燃性のもので造られた防油堤等を設ける等の措置をいう。
- (2) 「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」には、次の方法がある。
 - ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に、幅及び深さが10cm以上の排水溝を設ける方法
 - イ 設備の架台に有効なせきを設ける方法
 - ウ パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められる方法
- (3) 「適当な傾斜」とは、円滑にためますに流入する程度の勾配をいう。
- (4) 「ためます又は油分離装置」については、次の例がある。
 - ア ためますのみの場合

ためますの大きさは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じるものとし、縦、横及び深さがそれぞれ概ね30cm以上であるか、又はこの容量以上で維持管理に支障のない形状であること。
 - イ 油分離槽のみの場合

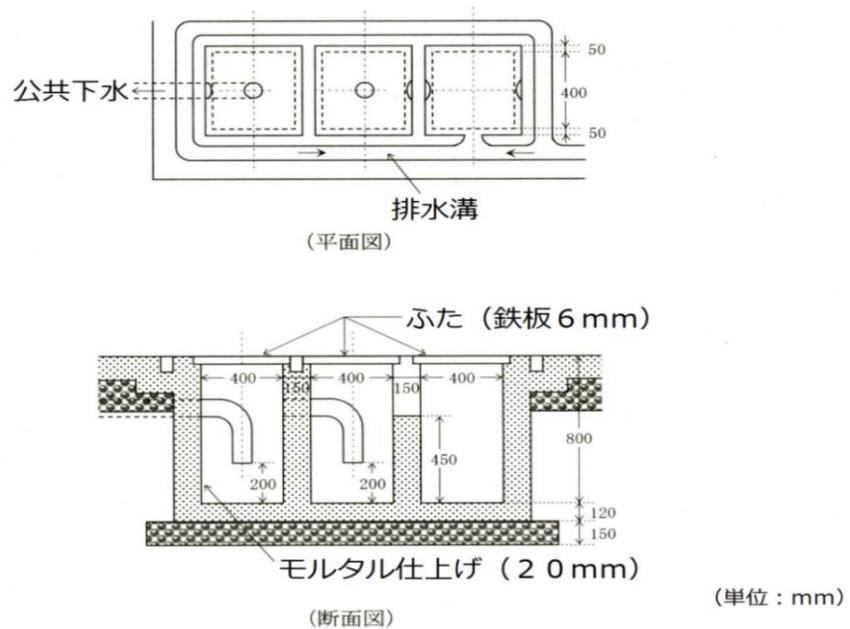
油分離槽の容量は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量によって定まり、その槽数は、通常3ないし4程度とすること。
 - ウ ためますと油分離装置が別々の場合は、第4-4図によること。

第4-4図



エ ためますを含めた油分離装置の場合は、第4-5図によること。

第4-5図

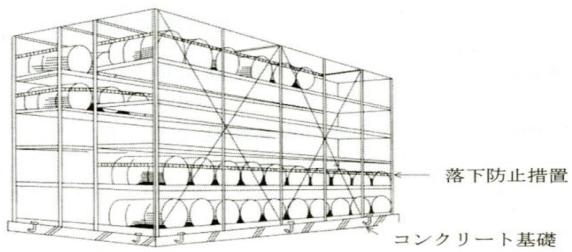


4 第2項第3号

架台は、架台の自重及び危険物容器等の荷重に対して十分な強度を有するとともに、地震等の振動によって危険物を収納した容器が落下し、破損することで危険物が流出することを防止するため、不燃材料で造るとともに、堅固に固定することとしている。(第4-6図参照)

また「架台」とは、タンク等を支える構造物等のことをいうものであり、小規模な棚等は含まれないことに留意すること。

第4-6図



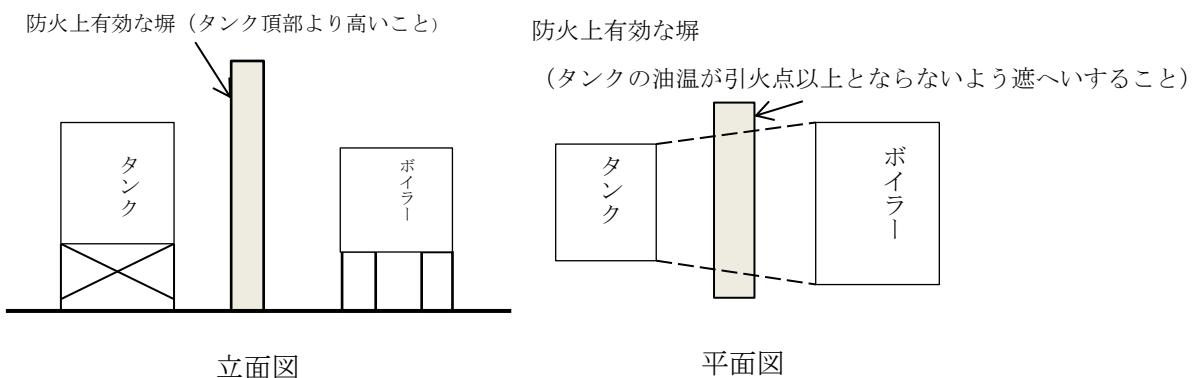
第5 屋内の基準（第42条の2）

1 少量危険物を屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の位置、構造及び設備の技術上の基準を定めたものである。

(1) 屋内にタンクを設ける場合は、本条及び次条の基準によるほか、次のことに留意すること。

- ア タンクと壁又は工作物等との間に点検等を行う場合の必要な空間（50cm以上）を確保すること。
- イ ボイラー等を併設する場合は、タンクとボイラー等のたき口との水平距離を2m以上とするか又はタンクとボイラー等のたき口との間に、タンク頂部まで達する高さ以上の防火上有効な塀を設けること。（第5-1図参照）

第5-1図



(2) 屋上に少量危険物貯蔵取扱所を設ける場合は、原則として、本条の基準によること。

ただし、消費設備及びその付随するタンク等を設ける場合に限り、次によることができる。

ア 貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点が40°C以上の第4類の危険物であること。

イ 消費設備は、次によること。

(ア) 消費設備は、キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下「キュービクル式設備」という。）のものとし、周囲に流出止めを設けること。

ただし、キュービクル式設備の鋼板等で外部に危険物が漏れない構造のものは、キュービクル式設備の外箱を代替えとすることができます。

(イ) キュービクル式設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光又は照明及び換気の設備を設けること。

- (ウ) キュービクル式設備は、避難上支障のない位置に設けること。
- (エ) キュービクル式設備の周囲には、関係者以外の者がみだりに入り出しきれない措置を講じること。

ウ 消費設備に付随するタンクは、第42条及び第43条の屋外にタンクを設ける場合の基準によるものとし、空地を設ける場合は、陸屋根上に保有すること。

2 第1号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（室）の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は、はり及び屋根）は、不燃材料で造られているか、又は覆われていることを規定しており、壁等が木造の場合は、室の内部を不燃材料で被覆する必要がある。

なお、「不燃材料」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。

3 第2号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う室の開口部（出入口及び屋外に面するものに限る。）について、規定したもので、当該開口部には、防火性能を有する防火設備（建基法第2条第9号の2項に規定する防火設備のうち、防火戸であるものに限る。）を設けることとされている。

なお、開口部にガラスを用いる場合は、防火上及び発災時におけるガラスの飛散防止の観点から網入りガラスを用いること。

4 第3号

- (1) 「危険物が浸透しない構造」とは、コンクリート、金属板等で造られたものをいう。
- (2) 「適当な傾斜」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物が円滑にためますに流入する程度の勾配をいう。
- (3) 「ためます」は、第42条第2項第2号の基準によること。

5 第4号

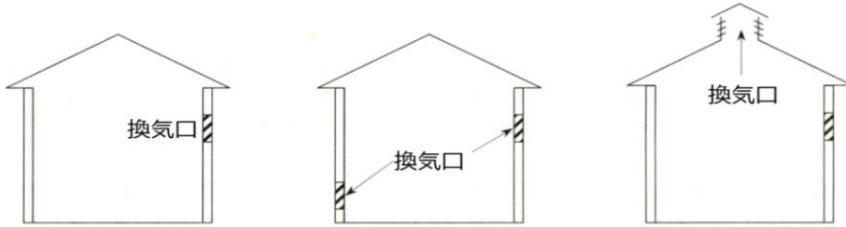
架台は、第42条第2項第3号の基準によること。

6 第5号

- (1) 十分な照度が確保できる場合は、採光、照明設備のいずれでもよいが、夜間の取り扱い作業が行われる場合は、照明設備を設置すること。
- (2) 「換気の設備」は、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所における室内の空気を有効に換気し、温度、湿度を適正に保つことを目的としており、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式のベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）がある。

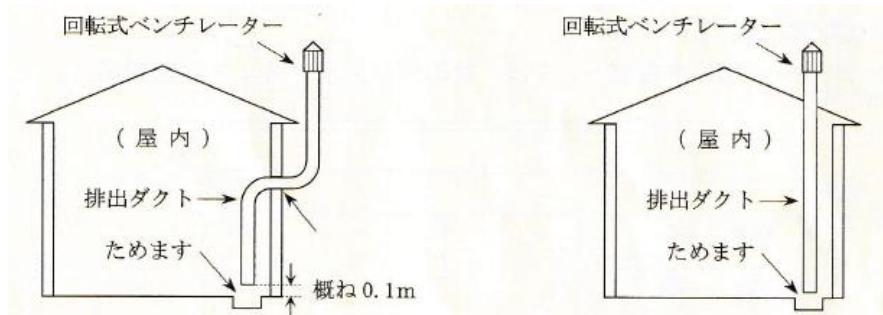
ア 自然換気設備の例（第5-2図参照）

第5-2図



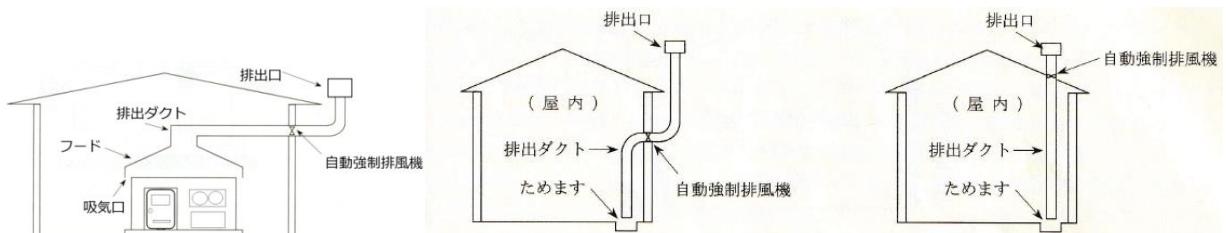
イ 強制換気設備の例（第5-3図参照）

第5-3図



ウ 自動強制換気設備の例（第5-4図参照）

第5-4図



また、耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分を区画する不燃材料で造った壁に設置する換気口には、温度ヒューズ付きの防火ダンパーを設けること。（第5-5図参照）

第5-5図



7 第6号

可燃性蒸気、可燃性微粉の発生が著しい場合は、小さな火源でも着火し、場合によっては爆発を生じることもあるので、これらを屋外の高所に排出するための設備を設ける必要がある。

- (1) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、次の場合をいう。
 - ア 引火点が40°C未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
 - イ 引火点が40°C以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

ウ マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他の可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがある場合

(2) 「蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備」とは、次によること。

ア 強制排出設備又は自動強制排出設備により、危険物の種類、貯蔵取扱形態及び貯蔵し、又は取り扱う場所に応じてその目的が十分達せられるものを設ける必要がある。

当該設備の排出口は、地上 2 m 以上の高さで当該設備を設ける建築物の軒高以上の高さであり、かつ、建築物の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から 1 m 以上離れている場所に設けること。

この場合、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、自然換気設備を併設しないことができる。(第 5-2 図～第 5-4 図参照)

イ 耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分とを区画する不燃材料で造った壁を排出ダクトが貫通する場合には、当該貫通部分に温度ヒューズ付きの防火ダンパーを設けること。

第 6 タンクの基準 (第 43 条)

1 第 1 項

タンク容量とは、当該タンクの内容量の 90% の量をいうもの(第 2 条第 1 項第 15 号エ参照)で、危険物をタンクに収納するときは、このタンク容量を超えて収納してはならないこととされている。

ただし、危険物施設用に製造されたタンクなど 5～10% の空間容積でタンク検査を受けたタンクを少量危険物用タンクとして使用する場合は差し支えない。

2 第 2 項第 1 号

タンクを作成する場合の材料及び水張試験又は水圧試験について規定している。

少量危険物のタンクは、タンク容量に応じて鋼板で造る場合の最小板厚が規定されており、鋼板以外の材料で造る場合は、この最小板厚と同等以上の機械的性質を有する金属材料(ステンレス鋼又はアルミニウム等)で気密に造らなければならない。

「同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上でなければならぬ。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times t_o$$

t : 使用する金属板の厚さ(mm)
σ : 使用する金属板の引っ張り強さ(N/mm²)
t_o : S S 4 0 0 を使用する場合の板厚(mm)

また、圧力タンク(本条では、最大常用圧力が正圧又は負圧で 5 キロパスカルを超えるもの)以外のタンクは水張試験を、圧力タンクについては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験において漏れ又は変形しないものであることとしている。

なお、本条の規定は製造所等の完成検査前検査と異なり、設置者等の自主検査で支障がないものである。

また、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについては、タンク容量に応じた板厚の規定、水張試験等の規定については適用しない。

3 第 2 項第 2 号

「地震等により容易に転倒又は落下しないように設ける」とは、次によること。

(1) タンクの基礎は鉄筋コンクリート等で造ること。

ただし、べた基礎（平面形状がはり形基礎、独立基礎でない基礎）の場合は、無筋コンクリート造とすることができます。

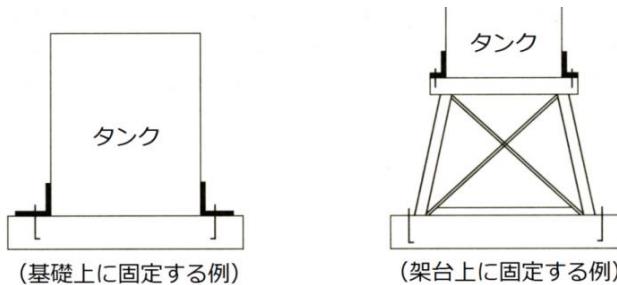
(2) タンクを架台に設ける場合は、架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、かつ、地震等の振動に十分耐えることができる構造であること。

(3) 架台の高さは、地盤面上又は床面上から 3 m 以下とする。

(4) 屋外のタンク又は屋内のタンクを堅固な基礎又は架台上に固定する場合は、タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をボルト等で基礎又は架台上に固定し、バンド及びアンカーボルト等に、さび止め塗装をすること。

なお、アンカーボルトは、引抜力、せん断力を考慮して選定すること。（第 6-1 図参照）

第 6-1 図



4 第 2 項第 3 号

「さび止めのための措置」とは、防錆ペイント等による塗装やコーティング等の方法をいう。

5 第 2 項第 4 号

(1) 「有効な安全装置」は、第 41 条第 2 項第 5 号によるほか、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を吹き出さない位置に設置すること。

(2) 「有効な通気管」とは、次のとおりとすること。

ア 先端は、屋外の高所（地上 2 メートル以上）に設置することとし、かつ、建築物の窓、出入口等の開口部から 1 メートル以上離すこと。

イ 先端構造は、雨水の浸入を防ぐものとするため、先端を水平より下方に 45 度以上曲げる措置をすること。

ウ 配管と同等の材料で造ること。

6 第 2 項第 5 号

「引火を防止するための措置」とは、通気管の先端に 40 メッシュ程度の銅網若しくはステンレス網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法とする。

7 第 2 項第 6 号

「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、フロート式液面計、エアーパージ式液面計、電気式計量装置、上部計量口から計量棒で計量する装置（地下タンクに使用する場合に限る。）等がある。

ガラス管等を用いるもの（連通管式等）は原則として使用することができないが、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、かつ、ガラス管が破損した場合に自動的に危険物の流出を停止できる装置（ボール入自動停止弁等）を設けた場合は、計量装置として使用することができる。

8 第 2 項第 7 号

注入口の設置場所は、危険物の性質及び周囲の状況（火気使用設備の有無、可燃性蒸気の滞留危険性）等を勘案し、火災予防上安全な場所でなければならない。

また、注入口には可燃性蒸気の漏えい、異物の混入等を防止するため、弁又はふたを設けなければならない。

注入口の設置に関する技術上の基準は、次によること。

(1) 注入口は、原則として屋外に設置すること。

ただし、やむを得ず屋内に設ける場合は、火気使用場所と防火上有効に遮へいされた位置とするとともに、引火点40°C未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、可燃性蒸気等の滞留するおそれのある階段等を避けた位置とすること。

(2) 注入口を危険物製造所等の注入口と併設する場合は、製造所等の注入口と明確に区分できるよう、できる限り離して設けるとともに、注入口のふたに「少危」等の文字を表示すること。

(3) 注入口は、建築物、工作物等の施設から3m以上離すこと。

ただし、注入口から3m以内にある建築物、工作物等の注入口に面する側を不燃材料で覆った場合はこの限りでない。

(4) タンクローリーで注入する場合は、設置者の敷地内に駐車して注油できる等、安全な位置に注入口を設けること。

9 第2項第8号

本号は、危険物の漏えい等の事故が発生した場合、配管による危険物の移送を停止するための開閉弁を設ける旨を規定したものである。

タンク直近に設ける開閉弁は、注入口又はタンク直近に設ける金属製のバルブ、コック等をいう。

また、作業員が容易に開閉できる位置に設けられ、かつ、漏れない構造であること。

10 第2項第9号

「地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように措置」とは、次によること。

(1) 配管結合部の直近に金属製の可とう管継手を設けること。この場合において、当該継手は耐熱性を有し、かつ、地震等の振動により容易に離脱しないものであること。

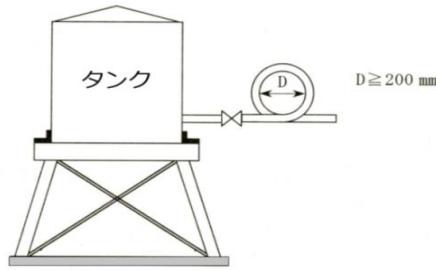
(2) 可とう管継手のうちベローズ形伸縮継手を用いる場合は、第6-1表の左欄に掲げる管の呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる長さを有すること。

第6-1表

管の呼び(A)	長さ(mm)
25未満	300
25以上50未満	500
50以上	700

(3) 配管が著しく細く、可とう管継手を設けることができない場合は、当該配管のタンク直近部分を内径200mm以上のループ状の曲り配管とすること。（第6-2図参照）

第6-2図



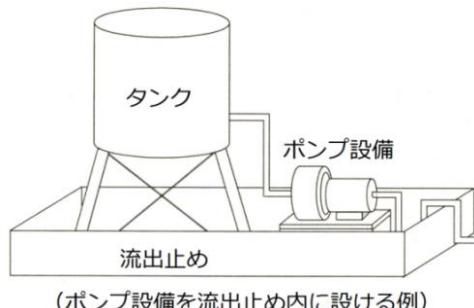
11 第2項第10号

本号では、液体の危険物の流出防止を規定しており、次によること。

- (1) 屋外のタンクの周囲に設ける流出止めは、次によること。(第6-3図参照)

- ア 流出止めは、コンクリート、鋼板、鉄筋コンクリートブロック等で造られた、危険物が浸透しない構造であること。
- イ 流出止めの容量は、タンクの容量（1の流出止めに2以上のタンクがある場合にあっては、容量が最大となるタンクの容量）の全量を収容できるものとする。
- ウ 流出止め内の地盤面は、危険物の浸透を防ぐためコンクリート、モルタル等で造られた危険物が浸透しない構造であること。
- エ 流出止め内には、当該流出止め内に存するタンクに付随する設備（配管を含む。）以外の設備を設置しないこと。
- オ ポンプ設備は、原則として流出止めの外に設けること。
ただし、流出止めの高さ以上の位置に設ける場合はこの限りでない。

第6-3図



(ポンプ設備を流出止め内に設ける例)

- (2) 屋内のタンクの周囲に設ける流出止めは、次によること。(第6-3図参照)

- ア 流出止めは、コンクリート、鋼板、鉄筋コンクリートブロック等で造られた、危険物が浸透しない構造であること。
- イ 流出止めの容量は、タンクの容量（1の流出止めに2以上のタンクがある場合にあっては、容量が最大となるタンクの容量）の全量を収容できるものとする。
- ウ タンク室の敷居を高くする等の措置で、危険物の流出を有効に防止できる構造のものは、流出止めに代えることができる。
- エ タンク室の壁又は扉等で危険物の流出を有効に防止できる構造のものは、流出止めに代えることができる。
- オ 流出止め内の地盤面は、危険物の浸透を防ぐためコンクリート、モルタル等で造られた危険物が浸透しない構造であること。

カ 流出止め内には、当該流出止め内に存するタンクに付随する設備（配管を含む。）以外の設備を設置しないこと。

キ ポンプ設備は、原則として流出止めの外に設けること。

ただし、流出止めの高さ以上の位置に設ける場合はこの限りでない。

12 第2項第11号

「底板の外面の腐食を防止するための措置」の具体的な方法とは、地盤面の表面にアスファルトサンドやアスファルトモルタルを敷設するか、又は底板の外面にコールタールエナメル等の塗装を施す方法をいうものであり、単なるさび止め塗装はこれに該当しない。

第7 地下タンクの基準（第44条）

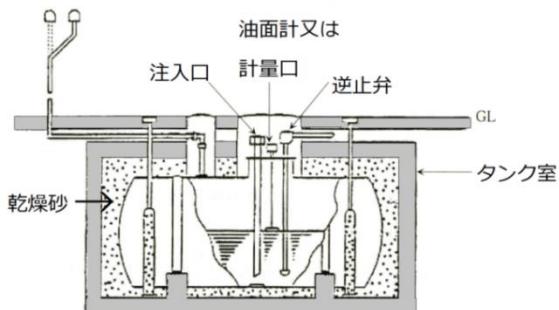
1 第1項

地下タンクに少量危険物を収納する場合もタンク容量（タンク実容積の90%）を超えて収納してはならないことを規定したものである。

2 第2項第1号

タンクは、地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置すること。（第7-1図参照）
ただし、二重殻タンク、危険物の漏れを防止することができる構造（以下「漏れ防止構造」という。）を有するタンク又はFRPタンクを設置する場合にあっては、この限りでない。

第7-1図



(1) 「コンクリート造等のタンク室の構造」は、次の例によること。

ア 側壁及び底は、厚さ0.2m以上のコンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造であること。

イ ふたは、厚さ0.2m以上の鉄筋コンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものであること。

ただし、自動車の荷重がかかるおそれのない等、安全上支障がないと認められる場合には、ふたの厚さについては、この限りでない。

(2) タンクの埋設は、次によること。

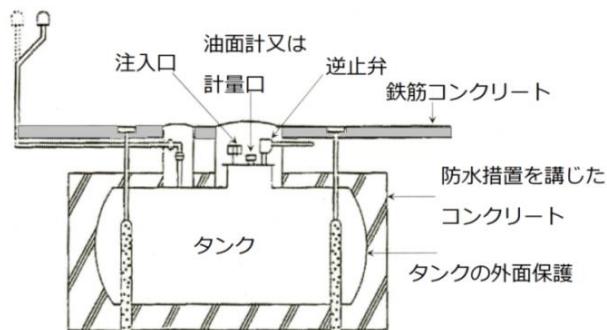
ア タンクは、締め付けバンド又はボルト等により固定し、締め付けバンド及びボルト等にはさび止めの塗装をすること。

イ タンクとタンク室の内側との間は、0.1m以上の間隔を保つこととし、かつ、当該タンクの周囲に乾燥砂又は人工軽量骨材のうち細骨材を充てんすること。

(3) 二重殻タンクは、危政令第13条第2項に規定する地下貯蔵タンクの例により設置すること。

(4) 漏れ防止構造を有するタンクを設置する場合は、危政令第13条第3項の例により設置すること。（第7-2図参照）

第7-2図



(5) 二重殻タンク又は漏れ防止構造を有するタンク以外のタンクをタンク室に設置する場合は、そのタンクの外面を危規則第23条の2に規定する方法により保護すること。

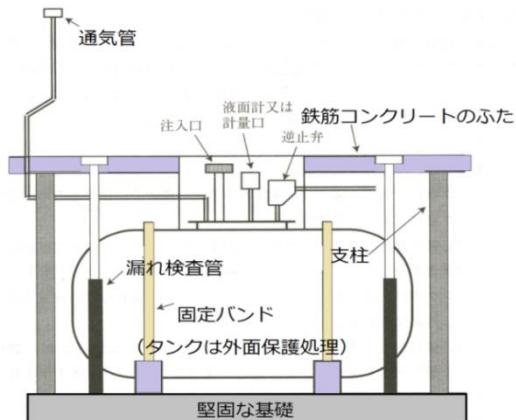
ただし、エポキシ樹脂及びウレタンエラストマー樹脂等により防食措置を施したタンク又はFRPタンク等の腐食しにくい材質で造られたタンクについては、この限りでない。

なお、強化プラスチック製二重殻タンクの設置方法については、「強化プラスチック製二重殻タンクにかかる規定の運用について」(平成7年3月28日消防危第28号)で基準が示されている。

3 第2項第2号

(1) 「ふたにかかる重量が直接タンクにかからない構造」には、鉄筋コンクリートの支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱によってふたを支える等の方法がある。(第7-3図参照)

第7-3図



(2) ふたの構造は、2(1)イの例によること。

(3) タンクのマンホール(ふたを含む。以下同じ。)は、タンク本体(胴)と同等以上の強度を有するものとすること。

(4) 配管呼出口(配管を接続するために、タンクに設けるもの。)は、タンクの材質と同等以上のものとし、かつ、タンクの頂部に設けること。

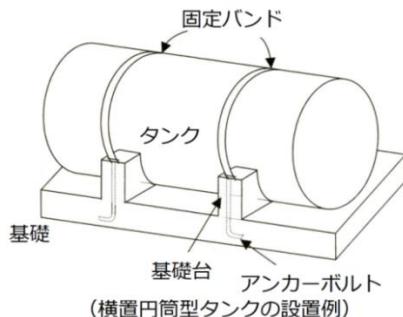
(5) タンクには、危険物を加熱するための設備を設けないこと。

4 第2項第3号

タンクの基礎は、2(1)アの例によるものとし、「堅固な基礎の上に固定」とは、タンクを直接基礎に固定するものではなく、締め付けバンド及びアンカーボルト等により間接的に固定することを

いい、バンド及びアンカーボルト等には、さび止め塗装をすること。(第7-4図参照)

第7-4図



5 第2項第4号

地下タンクの材質等は次によること。

- (1) 「厚さ3.2mm以上の鋼板と同等以上の強度を有する金属板」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

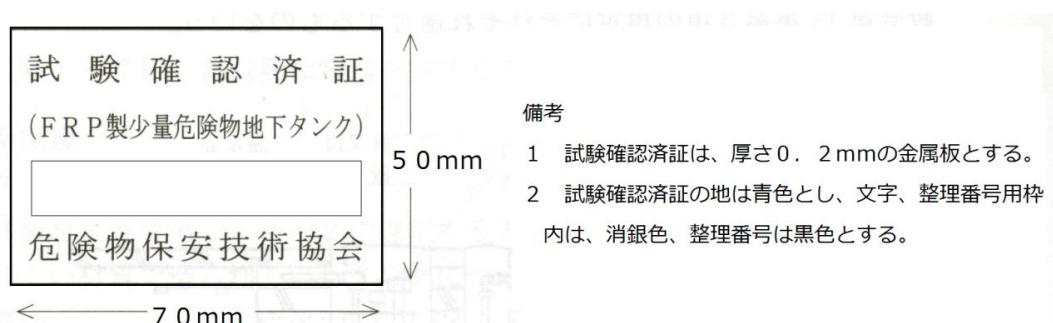
$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t = 使用する金属板の厚さ(mm)
 σ = 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

- (2) 「厚さ3.2mm以上の鋼板と同等以上の性能を有するFRP」で造られたタンクは、次によること。

なお、危険物保安技術協会の認定品は、同等以上の性能を有するものとして支障ないものとする。(第7-5図参照)

第7-5図



ア FRPの材質等

- (ア) 樹脂は、JIS K 6919「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に適合する樹脂(UP-CM)又はこれと同等以上の性能(耐薬品及び機械的強度)を有する樹脂が用いられているとともに、当該JIS規格に適合しているものであること。
- (イ) 強化剤は、JIS R 3411「ガラスチョップドストランドマット」、JIS R 3412「ガラススローピング」、JIS R 3413「ガラス糸」、JIS R 3415「ガラステープ」、JIS R 3416「処理ガラスク

ロス」又は JIS R 3417 「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維のいずれか又はこれらが組み合わされて使用されているとともに、当該 JIS 規格に適合しているものであること。

(ウ) タンクに使用する着色材及び安定剤は、樹脂及び強化材の品質に悪影響を与えることともに、材料試験等により耐薬品性を有していることが確認されていること。

イ 貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物

(ア) JIS K 2202 の「自動車ガソリン」

(イ) JIS K 2203 の「灯油」

(ウ) JIS K 2204 の「軽油」

(エ) JIS K 2205 の「重油」

(オ) その他、FRP タンクを劣化させるおそれのないもの

(3) 「圧力タンク」とは、最大常用圧力が正圧又は負圧で 46.7 キロパスカル以上のものをいう。

6 第 2 項第 5 号

(1) 「自動的に表示する装置」については、第 43 条第 2 項第 6 号によること。

(2) 「タンクの底板にその損傷を防止するための措置」とは、計量口直下の計量棒が当たる部分にタンク本体と同じ材質及び板厚の保護板を溶接する方法をいう。

7 第 2 項第 6 号

タンクと配管との接合や配管の折損等による危険物の漏れを防止するために、配管はタンクの頂部に取り付けることを規定したものであり、ドレンパイプなどもタンクの底部に取り付けることはできない。

8 第 2 項第 7 号

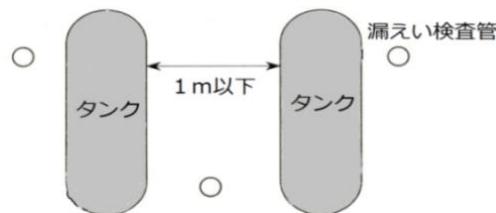
漏れ検査管は、タンク又はタンクに接続する配管からの危険物の漏えいの有無を調べるために、地下水位の位置等を考慮して、適切な位置に 2 箇所以上設けることを定めたもので、その材質、構造等は、次によること。

(1) 長さ(深さ)は、地下水位の高い場所に設ける場合は、小孔を地下水位上部まで設けること。

(2) 2 以上の地下タンクを 1 m 以下に接近し隣接して設ける場合は、漏れ検査管を共有できること。

(第 7-6 図参照)

第 7-6 図



第 8 移動タンクの基準(第 45 条)

1 第 1 項は、移動タンク(車両に固定されたタンクで、ミニローリーと呼ばれるもの)で少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準について規定したものである。

2 第 1 項第 1 号

万が一、移動タンクの底弁等が損傷しても、危険物が配管を通じて漏えいすることを防止するために規定したものである。

(1) 「結合金具」は、危険物の取り扱い中に危険物が漏れるおそれがないねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等とする必要がある。

なお、危険物は、「手動開放装置を開放の状態で固定する装置を備えた注入ノズル」以外のものを用いて注入するよう規定しているので、ホースの先端部を「手動開閉装置を備えた注入ノズル」とする場合は、手動開放装置を開放状態で固定する装置を備えたものは認められない。

(2) 注入ホースは、次によること。

ア 材質は、取り扱う危険物によって劣化するおそれのないものであること。

イ 長さは、必要以上に長くないこと。

ウ 結合金具及び注入ホースは、危険物の取り扱い中の圧力等に十分耐える強度を有すること。

エ 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取り扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。

オ 危険物を容器に詰め替える場合は、注入ノズルの部分に満量停止制御装置（オートストップ装置）が設けられているとともに、詰め替えのための容器の据付箇所に危険物の漏れ、拡散を防止するための受け皿を設ける等の安全対策を講じるよう指導すること。◆

3 第1項第2号

移動タンクから液体の危険物を容器に詰め替えることを禁止するものである。

ただし、灯油等の引火点が40°C以上の第4類の危険物を容器に詰め替えるものを除いている。

(1) 「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、灯油の場合は毎分60ℓ以下、軽油の場合は毎分180ℓ以下の速度をいう。

(2) 移動タンク貯蔵所又は移動タンクから自動車等（船舶及び航空機等を含む。）の燃料タンクへの給油は、燃料タンクの注入口と移動タンク貯蔵所又は移動タンクの注入ホースを緊結するか、又は手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により、引火点40度以上の第4類の危険物を注入する場合に認められている。

4 第1項第3号

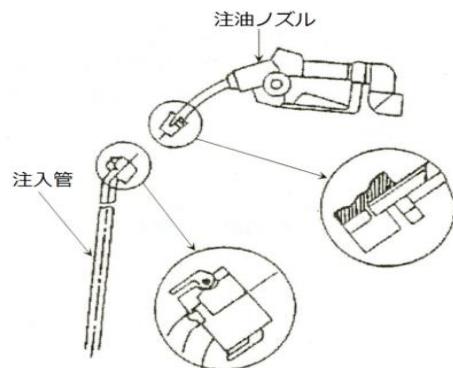
(1) 「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」には、第4類の特殊引火物、第1石油類及び第2石油類が該当する。

(2) 「有效地に接地する」とは、良導体の導線を用い、ビニール等の絶縁材料で被覆し、先端に接地電極と緊結することができるクリップ等を取り付けたもので接地する方法をいう。

5 第1項第4号

本号は、静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクの上部から注入する場合は、注入管を用いることとし、液体の危険物をかくはんすることにより発生する、静電気及び危険物のミストの発生を抑えることで事故防止を図るために、注入管の先端をタンク底部に着けて注入することを規定したものである。（第8-1図参照）

第8-1図



6 第2項第1号

「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能であつて、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所をいう。

7 第2項第2号

本号は、タンクの材質及び水圧試験について規定したものである。移動タンクの場合は、FRPを用いることはできないが、その他の基準については、地下に埋設するタンクの場合と同様である。

- (1) 「鋼板」とは、JIS G 3101に規定される一般構造用圧延鋼材のうちSS400（以下「SS400」という。）をいう。
- (2) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」については、SS400以外の金属板にあっては、次式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上の厚さを有する金属板とするが、最小板厚は2.8mm以上とする。

なお、SS400及び第8-1表に掲げるもの以外の材料を使用する場合には、引張強さ、伸び等を鋼材検査証明書等により確認すること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t = 使用する金属板の厚さ(mm)

σ = 使用する金属板の引張強さ(N/mm²)

A = 使用する金属板の伸び(%)

第8－1表

材質名	JIS 記号	引張強さ (N/mm ²)	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス鋼板	SUS304	520	40	2.37	2.8
	SUS304L	480	40	2.43	2.8
	SUS316	520	40	2.37	2.8
	SUS316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム合金板	A5052P—H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P—H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P—O	275	16	3.97	4.0
	A5083P—H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P—O	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A1080P—H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐候性圧延鋼材	SPA—H	480	22	2.97	3.0

(3) 「圧力タンク」については、第44条第2項第4号によること。

また、地下タンクと同様に圧力検査を行い、漏れ又は変形があつてはならない。

8 第2項第3号

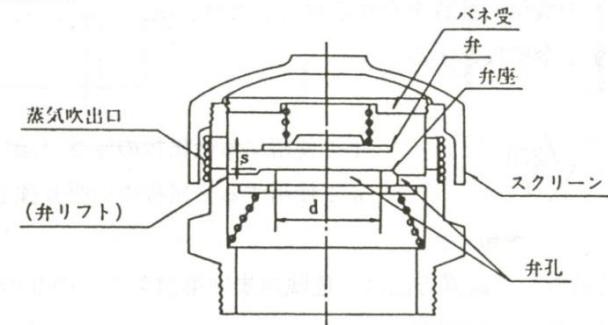
本号は、タンクと車両との固定方法についての規定で、Uボルトの他に緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められない。

9 第2項第4号

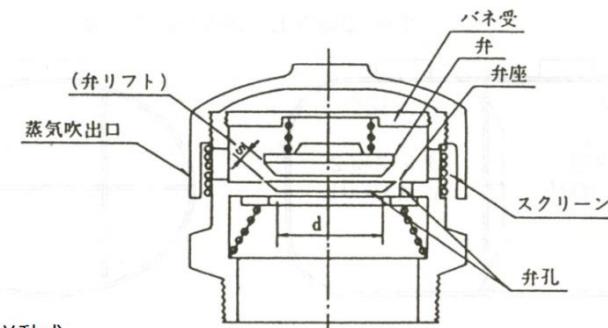
「安全装置」は、タンク頂部に設けることとし、直射日光等による温度上昇に伴うタンクの内圧の上昇防止又は危険物の吐出作業時における大気圧との均衡保持等のため、タンク頂部に各槽ごとに設けるもので、その機能保持について十分留意すべきである。(第8－2図参照)

第8-2図

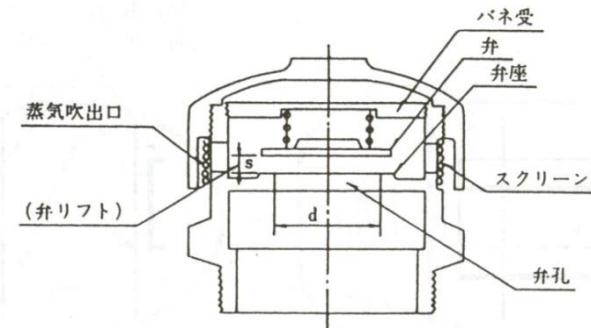
複動式①



複動式②



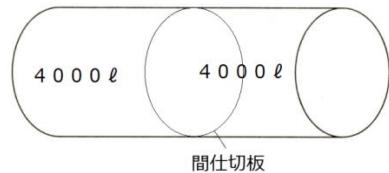
単動式



10 第2項第5号

- (1) タンクの間仕切りについて規定したものである。昭和63年の消防法令の改正により移動タンクについて、タンク容量が大きいものが出現することから規定したものであり、移動タンクの事故による被害を最小限にとどめるため、4,000ℓ以下ごとに間仕切りを設けなければならない。(第8-3図参照)

第8-3図

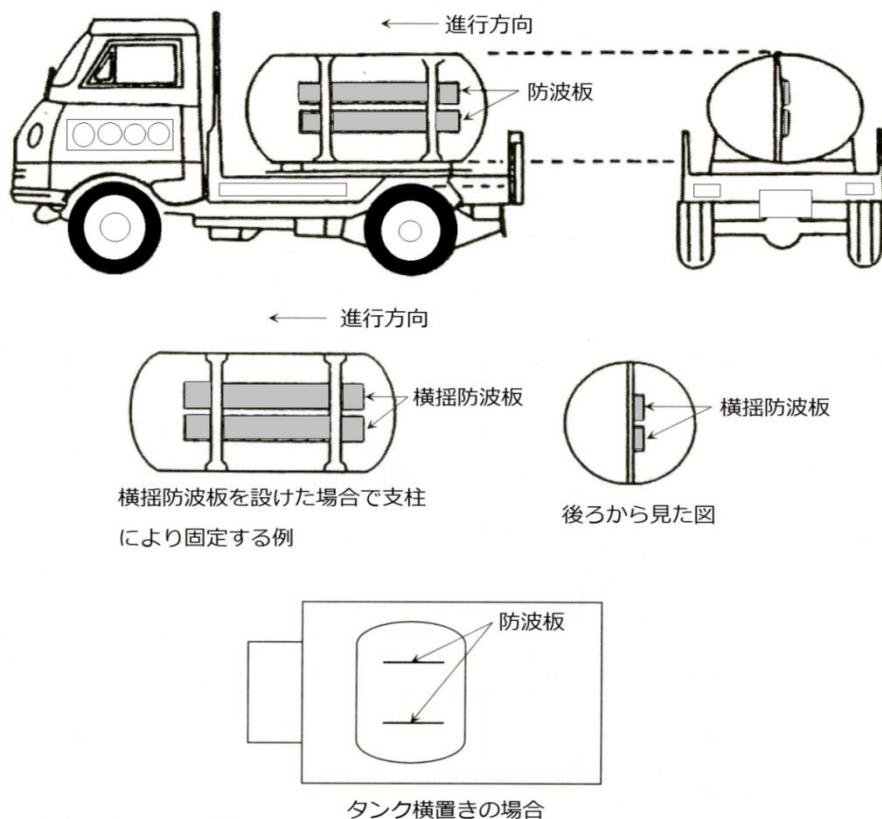


(2) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、第2号によること。

11 第2項第6号

(1) 「防波板」の設置方法は、危規則第24条の2の9によるよう指導すること。◆(第8-4図参照)

第8-4図



(2) 「同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板をいう。(第8-2表参照)

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

第8-2表

材質名	JIS 記号	引張強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.16	1.2
	SUS304L	480	1.20	1.2
	SUS316	520	1.16	1.2
	SUS316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金版	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

12 第2項第7号

「同等以上の機械的性質を有する材料」は、第2号によること。

13 第2項第8号

マンホール、注入口、安全装置等の付属装置がタンクの上部に設置されている場合、タンクの転倒等により当該附属装置の損傷を防止するため防護枠の設置について規定したものであり、次によること。

- (1) 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の付属設備の高さ以上であること。
- (2) 防護枠は、厚さ 2.3mm 以上の鋼板又は次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板で造ること。（第8-3表参照）

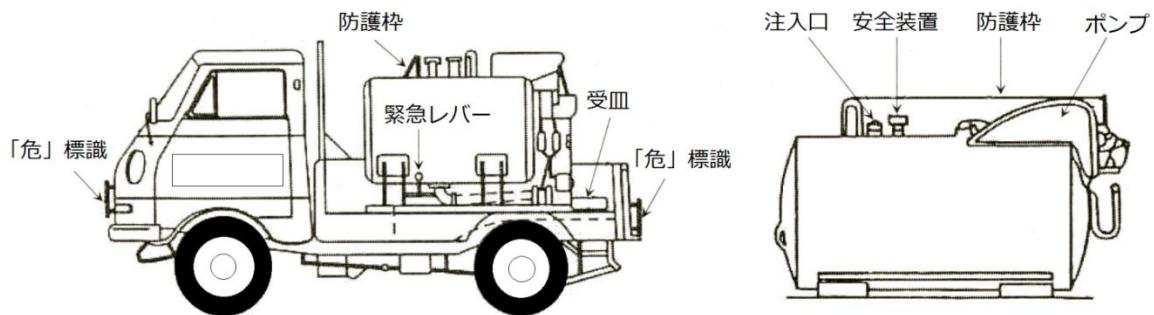
$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3 \quad t = \text{使用する金属板の厚さ(mm)} \\ \sigma = \text{使用する金属板の引張強さ (N/mm²)} \quad \sigma = \text{使用する金属板の引張強さ (N/mm²)}$$

第8-3表

材質名	JIS 記号	引張強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	2.30	2.3
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.66	1.7
	SUS304L	480	1.73	1.8
	SUS316	520	1.66	1.7
	SUS316L	480	1.73	1.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	2.47	2.5
	A5083P-H32	315	2.13	2.2
	A5052P-H24	235	2.28	2.3
	A6N01S-T5	245	2.64	2.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	4.10	4.1

(3) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状であること。(第8-5図参照)

第8-5図



14 第2項第9号

タンクの下部に排出口を設ける場合は、緊急時に危険物の吐出を容易に閉鎖することのできる弁等を設けるよう規定したものである。

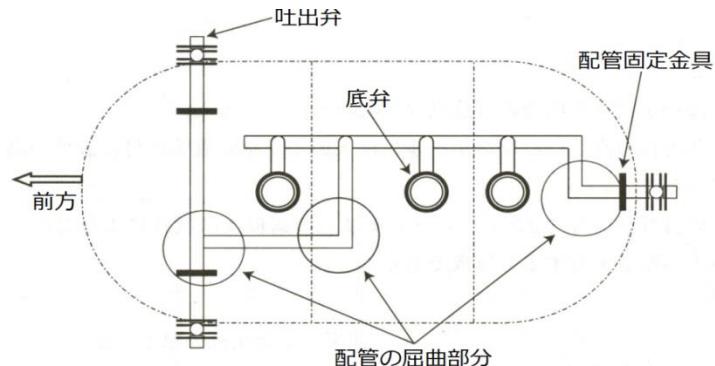
(1) 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」とは、通常レバー操作によるものがあるが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖の操作ができるものとすること。

また、当該装置である旨の表示及び操作方法を容易に識別できる大きさ及び色で表示すること。

(2) 「外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置」としては、次の方法がある。

ア 底弁に直接衝撃が加わらないように、底弁と吐出口の間の配管の一部に屈曲部を設ける方法
(第8-6図参照)

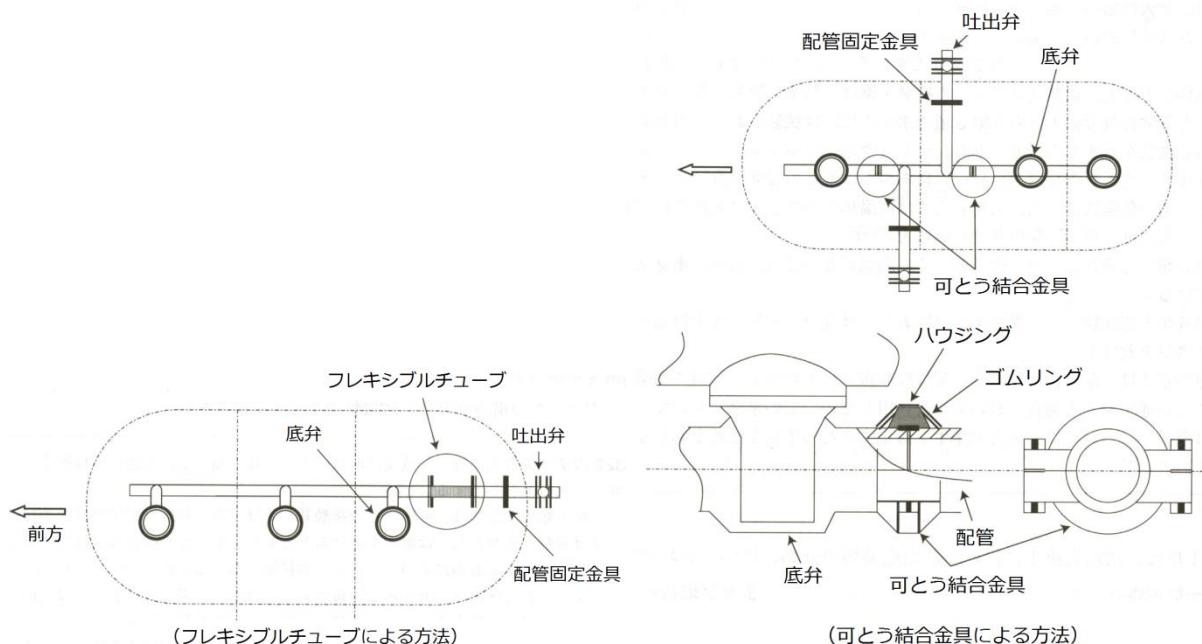
第8-6図



イ 底弁に直接衝撃が加わらないように、吐出口と底弁の間のすべての配管の途中に緩衝用継手を設ける方法

なお、緩衝用継手には、フレキシブルチューブによる方法と可とう結合金具による方法等がある。(第8-7図参照)

第8-7図



15 第2項第10号

万が一、移動タンクの底弁等が損傷した場合であっても、危険物が配管を通じて漏えいすることを防止するために規定したものである。

16 第2項第11号

- (1) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、引火点が40°C未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクのタンク室内、防護枠に囲まれた部分やポンプユニット等の遮へいされた部分をいう。
- (2) 「引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

第9 類ごとの共通基準（第46条）

1 第1項は、法別表第1に掲げられた危険物の分類に従い、それぞれの類に共通する一般的性状、危険性を踏まえて、少量危険物の貯蔵及び取扱いにおける原則的な基準を示したものである。

2 第1項第1号

第1類の危険物は、酸化性固体であり、その性質は、一般的には不燃性であるが、他の物質を酸化する酵素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促すことになる。

したがって、その貯蔵及び取扱いに当たっては、分解を起こす条件を与えないように次のことに注意する必要がある。

- (1) 加熱、分解、摩擦を避けること。
- (2) 分解を促進する薬品類との接触を避けること。
- (3) 周囲に可燃物を置かないこと。
- (4) 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含有するものにあっては、水との接触を避けること。

3 第1項第2号

第2類の危険物は、比較的低温で着火又は引火しやすい可燃性の固体で、しかも燃焼が早く、有

毒のもの、あるいは燃焼の際有毒ガスを発生するものがある。

なお、火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 酸化剤との接触、混合を避けること。
- (2) 炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けること。
- (3) 鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあっては、水又は酸との接触を避けること。
- (4) 引火性固体にあっては、みだりに蒸気を発生させないこと。

4 第1項第3号

第3類の危険物は、自然発火物質及び禁水性物質の性状を有するものであるが、その危険性は、他の危険物と比較して高いものと評価されており、その指定数量も10kgから300kgと比較的少なめに定められている。

黄りんのように自然発火性のみを有している物品、あるいは、リチウムのように禁水性のみを有している物品もあるが、ほとんどの物品は自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有している。

なお、火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 自然発火性物品は、空気と接触させないこと。
- (2) 自然発火性物品は、炎、花火、高温体との接触又は過熱を避けること。
- (3) 禁水性物品は、水との接触を避けること。
- (4) 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないようにすること。

5 第1項第4号

第4類の危険物は、引火性液体で、液体の表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるので、引火点が常温以下の第4類の危険物にあっては常に引火危険が存在することになる。

また、第4類の危険物は、一般に電気の不導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火の危険性がある。

なお、火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 炎、火花、高温体との接近又は過熱を避けること。
- (2) 静電気による火花の発生を防ぐこと。
- (3) みだりに蒸気を発生させないこと。
- (4) 蒸気が発生するような取り扱いをする場合は、蒸気を排出するか、又は十分な通風を行うこと。

6 第1項第5号

第5類の危険物は、自己反応性物質で、爆発又は激しい過熱分解による多量の発熱の危険性がある。過熱、衝撃、摩擦又は他の物品との接触により発火し、爆発するものが多く、また、空气中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。

燃焼は、爆発的なものが多く、また、爆発的でなくても激しい燃焼状況を呈するため消火が困難となる場合が多い。

なお、火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 炎、火花、高温体との接近を避けること。
- (2) 過熱、衝撃、摩擦を避けること。

(3) 分解しやすいものは特に室温、湿気、通風に注意すること。

7 第1項第6号

第6類の危険物は、酸化性の液体で、不燃性であるが可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火させることがある。

なお、火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 可燃物との接触や混合を避けること。
- (2) 分解を促す薬品類との接近や過熱を避けること。

8 第2項

前項が、原則的な危険物の貯蔵、取扱いの基準を規定しているのに対し、第2項では、危険物の貯蔵、取扱いがこうした原則によることが通常でない場合にあっては、この基準によらないことができる旨を規定している。

しかし、原則規定から外れた貯蔵、取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

第10 維持管理（第47条）

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等の設備に係る基準維持の規定である。

これは、少量危険物貯蔵取扱所における事故が設備の維持管理面に起因するものが非常に多いことから規定されているもので、タンクや配管その他の設備を第41条から第45条までの技術基準に適合するように、適時点検、補修等を行う必要がある。

この場合、法で定められた点検記録保存等、許可施設と同様の措置をとる必要はないことに留意する。

第11 適用の除外（第48条）

本条は、動植物油の適用除外について定めたものである。

動植物油については、一定の条件のもとで貯蔵されているものは、数量に関わらず危険物から除外され、可燃性液体類とされている。

したがって、当該一定の条件により貯蔵されていない1万ℓ未満の動植物油については、貯蔵条件により基準の適用が異なることとなるよう規制の統一を図るため、第39条から第47条までの規定の適用除外を定めている。

なお、当該動植物油類については、指定可燃物の規制に合せて第50条に貯蔵及び取扱いの基準を定めていることに留意する。

第12 消火器

政令第10条第1項第4号に規定する少量危険物にあっては、次により設置及び維持すること。

1 設置の基準

- (1) 政令第10条第1項第1号から第3号の規定により消火器具の義務がない防火対象物で、政令第10条第1項第4号の規定により消火器具の義務がある建築物その他工作物については、消防法施行規則（昭和36年省令第6号。以下「省令」という。）第6条第1項及び第2項の規定により設置される当該建築物その他工作物の消火に適応する消火器具に併せ、同第6条第3項に規定される貯蔵

し、又は取り扱う少量危険物等の消火に適応する消防器具をそれぞれの規定で定める能力単位を加算して得た量以上の少量危険物等に適応する消防器具を確保すること。（第12－1図）

- (2) 屋外にあるタンクにおいて少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物の性質に応じた消火器（10型）を1個以上設置すること。
- (3) 移動タンクにあっては、危規則第35条第1項第2号に定める自動車用消火器を1個以上設置すること。

第12－1図

**例1) 雨水処理場 (15)項 平屋建て 延べ面積 300 m² 鉄骨造 (準耐火)
非常用発電設備(軽油 199L) (歩行距離は20m以下とする。)**

1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。）第10条第1項第3号の規定による省令第6条第1項及び第2項

$$300 \text{ m}^2 \div 200 \text{ m}^2 = 1.5 \quad (\text{ABC10型}) \quad (\text{A火災能力単位3}) \quad 1\text{本}$$



2 省令第6条第4項

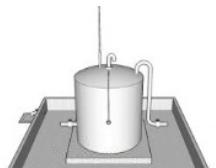
$$300 \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 = 3 \quad (\text{ABC10型}) \quad 3\text{本}$$



**例2) 雨水処理場 (15)項 平屋建て 延べ面積 300 m² 鉄骨造 (準耐火)
非常用発電設備(軽油 650L) (歩行距離は20m以下とする。)**

1 施行令第10条第1項第3号の規定による省令第6条第1項及び第2項

$$300 \text{ m}^2 \div 200 \text{ m}^2 = 1.5 \quad (\text{ABC10型}) \quad (\text{A火災能力単位3}) \quad 1\text{本}$$

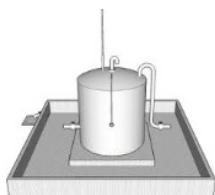


2 施行令第10条第1項第4号の規定による省令第6条第3項

$$\text{軽油 } 650\text{L} \div 1,000\text{L} (\text{指定数量}) = 0.65 \quad (\text{ABC10型}) \quad (\text{B火災能力単位7}) \quad 1\text{本}$$



**例3) 雨水処理場 (15)項 平屋建て 延べ面積 250 m² 鉄骨造 (準耐火)
非常用発電設備(軽油 650L) (歩行距離は 20m 以下とする。)**



1 施行令第10条第1項第4号の規定による省令第6条第1項及び第2項

$$250 \text{ m}^2 \div 200 \text{ m}^2 = 1.25$$

2 施行令第10条第1項第4号の規定による省令6条第3項

$$\text{軽油 } 650\text{L} \div 1,000\text{L} (\text{指定数量}) = 0.65$$

よって、1と2を加算し $(1.25 + 0.65) = 1.9$ (ABC10型) (B火災能力単位7) 1本



3 省令第6条第4項

$$250 \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 = 2.5 \quad (\text{ABC10型}) 3 \text{ 本}$$



第13 届出

1 三原市火災予防規則第2条

届出部数は2部必要である。

2 三原市火災予防規則第22条第1項

少量危険物貯蔵取扱い届出書を、貯蔵又は取り扱う場所を設ける日の7日前までに様式第17号により届け出なければならない。

3 三原市火災予防規則第22条第2項

貯蔵及び取扱いを廃止する場合は、様式第18号により届け出なければならない。